

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震に伴う 大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県鹿児島市について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震により、鹿児島県鹿児島市で震度 5 強を観測しました。

鹿児島市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、鹿児島地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村 鹿児島県鹿児島市

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

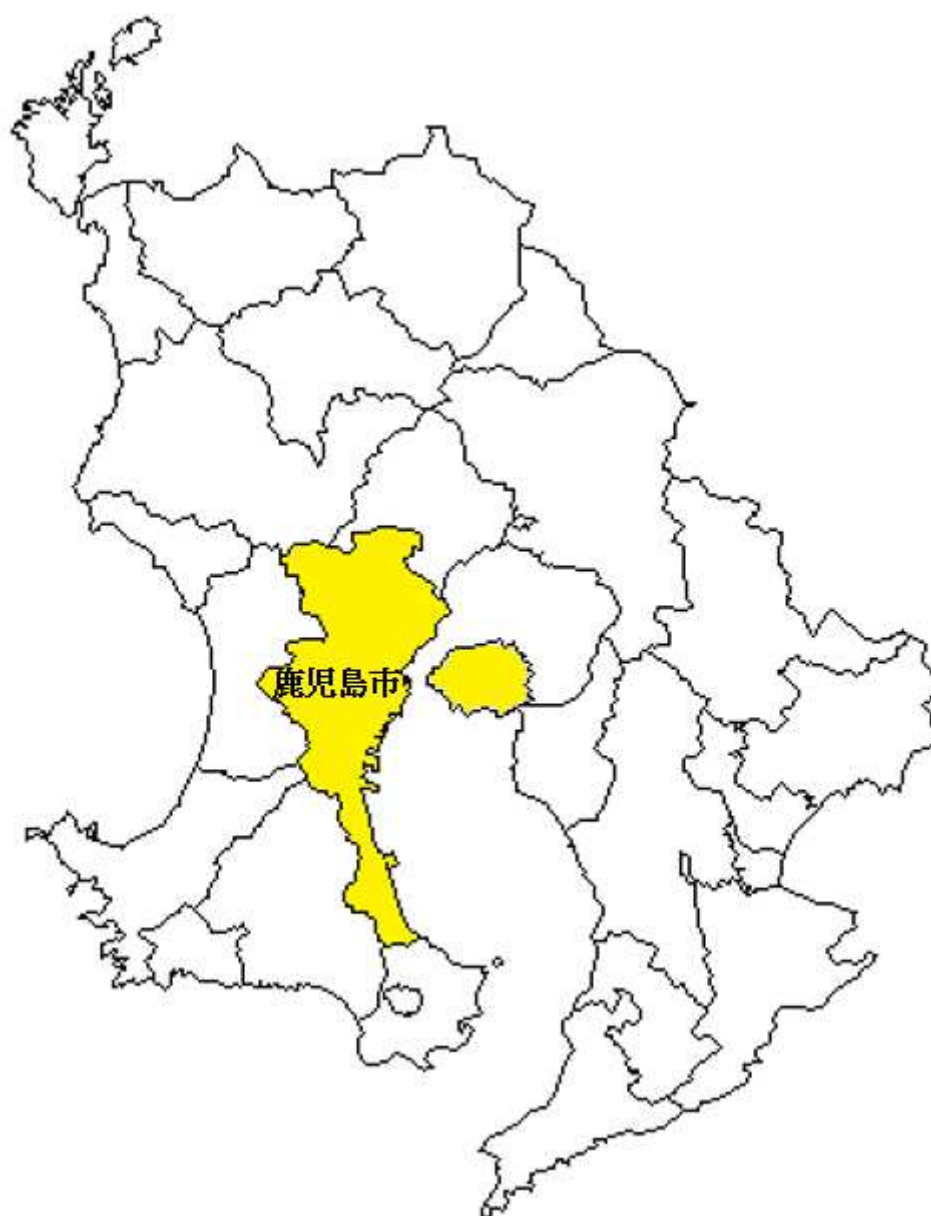
また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。


土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#>

本件に関する問い合わせ先
鹿児島地方気象台防災管理官
（電話 099-250-9919）

通常基準を暫定的に変更する市町村



 通常基準の警報・注意報の基準を8割に引き下げる市町村